

新型コロナウイルスの発生に関する注意喚起（その 89）

令和 4 年 11 月 7 日

在シンガポール日本国大使館

11月4日、シンガポール保健省（MOH）は、ワクチン追加接種等について公表しました。詳細は以下の保健省HPをご確認ください。

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/maintaining-vigilance-and-preparedness>

なお、主な内容は以下のとおりです。

- 50歳未満の者への二価ワクチンの接種を案内（11月7日から）
- ARTキットを追加配布（11月21日から）

（1）関係省庁タスクフォース（MTF）は、オミクロン XBB 亜種（BA. 2. 75 亜種と BA. 2. 10 亜種の組み換え株）による最近の感染者数の再度増加を注視してきた。XBB の波が収まりつつあると理解しています。

（2）現在、世界的に複数の亜種が流行しており、新たな変異株が形成される可能性もあります。海外渡航の回復に伴い、感染力の強い新しい変異株が十分な事前の予告なしにシンガポールに入り、流行する可能性があります。このような状況から、私たちは油断することはできません。COVID-19 ウイルスの今後の進化に備え、防衛を強化し、いざというときに迅速に対応できるよう事前に準備しておくことがより重要となっています。

〈一次防衛としてのワクチン接種〉

（3）私たちには 3 つの防衛線があります。第一の防衛線は、COVID-19 のワクチン接種を常に最新の状態に保つことです。高いワクチン接種率により、これまで重症患者や死亡者数を他の多くの国よりもはるかに低く抑えることができました。COVID-19 の新しい変異株が出現し続けているため、対象者には追加接種として二価ワクチンを接種し、引き続き COVID-19 に対する十分な防御力を確保するようお願いしています。

（4）50 歳以上の個人と医療従事者は、それぞれ重症化と COVID-19 への曝露のリスクが高いため、二価ワクチンの追加接種を優先的に実施しました。モデルナ／スパイバックス二価ワクチンのオリジナル/オミクロン BA. 1 は、展開以来、良好な接種状況が続いています。2022 年 11 月 2 日現在、65,000 人以上が二価ワクチンの接種を受けたか、予約を取っています。

〈二価ワクチンブースターの若年層への拡大について〉

(5) 2022年11月7日から、18歳から49歳の対象者に二価ワクチンの追加接種を順次案内します。特に、まだ最低限の防御（初期接種）を完了していない方は、できるだけ早く完了してください。対象者には、SMSで予約リンクが送られ、共同検査・ワクチン接種センター（JTVC）のいずれかに予約を入れることができます。まず、40歳から49歳の方を対象に初期段階を開始し、その後徐々に低年齢層へ移行していく予定です。SMSが全員に届くまで2週間ほどかかる場合がありますので、ご理解をお願いします。JTVCの混雑を避けるため、予約なし（ウォークイン）での来場は50歳以上の方と医療従事者の方のみとします。最寄りのJTVCの所在地と営業時間については、<https://www.gowhere.gov.sg/vaccine> を参照してください。

(6) ファイザー・ビオンテック／コミナティの二価ワクチンオリジナル・オミクロン BA.4/5 は、最近、12歳以上の個人への使用が承認されました。供給は年末になる見込みで、詳細は後日お知らせします。子供を含む個人は、適時の保護を確実にするため、推奨されるCOVID-19 ワクチンを接種できるようになったらすぐに受けることをお勧めします。いつ利用可能になるか分からない特定のワクチンを待って接種が遅れることがないようにしてください。

〈最新のワクチン接種〉

(7) 今回の延長により、18歳以上のすべての成人は、COVID-19の接種を常に最新の状態に保つようにする必要があります。つまり、最低限の防御（初期接種）を達成した後、前回の接種から5ヶ月から1年の間に追加でブースター接種を受ける必要があります。その際、最新の二価ワクチンの接種が推奨されます。COVID-19の接種が最新であるとみなされるのは、少なくとも最低限の防御を受けており、最後のワクチン投与が過去1年以内に行われた場合です。最新の定義を満たすためのワクチン接種の推奨は、付属書 A（<https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/default-document-library/annexf10a9191e002434e93ec60f3c61fb25f.pdf>）にまとめられています。

〈ブースター接種が可能なシノバック・コロナバック〉

(8) 2022年10月7日以降、18歳以上の方は、医学的に mRNA ワクチン又はノババックス/ヌバキソビッドワクチンを接種することができないという証明がなくても、ブースターとしてシノバック・コロナバックを接種できるようになりました。これは、シノバ

ック・コロナバックを3回接種された方に、4回目の接種で COVID-19 に対する最低限の防御を達成してもらうための措置です。ただし、より優れた防御のためには、最新の二価ワクチンであるモデルナ／スパイバックス、ファイザー・ビオンテック／コミナティ、ノババックス／ヌバキソビッドの接種をお勧めします。シノバックス・コロナバックを3回接種された方で、まだ4回目の接種をされていない方は、是非とも接種されることをお勧めします。

〈早期発見のための定期的な自己検査〉

(9) 第二の防衛線は、早期の発見・隔離のための日常的な自己検査です。特に、体調が悪いとき、海外旅行から帰ってきたとき、高齢者など弱い立場にある人を訪問する前などに行う自己検査が重要です。

(10) 再感染がより一般的になっているため、前回の感染から28日以降に咳、喉の痛み、鼻水、発熱などの症状が出た人は、COVID-19 の検査も行ってください。陽性と判定された人は、プロトコルに従ってください。リスクの高い人（例：高齢者、免疫不全者）、または症状が重い人は、医師の診察を受けてください。軽度の症状（発熱、咳、咽頭痛など）を有する低リスク者は、自宅療養中に気になる徴候や症状がないか、引き続き注意深く観察する必要があります。症状が悪化した場合は、かかりつけの医師を受診してください。一般の方は、緊急事態が発生した場合のみ、救急外来（ED）を受診するようにしてください。また、陰性でも体調が悪い場合は、インフルエンザなど他の呼吸器系ウイルスが原因である可能性もありますので、社会的な交流を控えるようにしてください。

(11) シンガポール国民に自己検査を奨励するため、MTF は抗原迅速検査（ART）キットの第4回配布を実施します。各家庭に12個のARTキットが配布され、2022年11月21日から配達が始まる予定です。ホリデーシーズンのピーク時であり、ARTキットの配送が集中するため、一部の世帯ではキットの受け取りが遅くなる可能性があることをご理解ください。なお、ARTキットは小売店でも購入することができます。

(12) 政府は、保健省が提供する以上の数のARTキットを必要とする低所得世帯を引き続き支援します。Social Service Office や Family Service Centre の利用者は、これらの場所で引き続き追加のARTキットを要望することができます。MOH はまた、教育省（MOE）および幼児育成庁（ECDA）と協力し、低所得世帯の生徒に追加のARTキットを提供する予定です。これらのARTキットの提供に関する詳細については、後日、生徒や保護者に別途お知らせします。

〈地域社会を守るための個人的責任の遂行〉

(13) 第三の防衛線は、個人的・社会的責任を実践することです。COVID-19 とともに生きるということは、時折、新たな変異株による患者の再増加に慣れなければならないことを意味します。例えば、ワクチン接種を最新のものにし、必要な検査を行い、個人の衛生状態を保つなど、自分自身や自分の大切な人の安全を守るために適切な措置をとらなければなりません。

2 シンガポール保健省 (MOH) は、シンガポール国内における感染者数及び予防接種状況等関連情報を以下の保健省HPで公表しています。

<https://www.moh.gov.sg/>

3 シンガポール入国に当たっては、ワクチン接種完了 (シンガポール到着までに所定のワクチンの2回接種を終え2週間を経ていること) 等が必要です。詳細はシンガポール政府 SafeTravel (<https://www.ica.gov.sg/enter-transit-depart>) サイトをご確認ください。ワクチン接種証明の事前確認や「SG Arrival Card」への登録のため、日本のワクチン接種証明 (電子版または書面のQRコード) が利用可能です。

4 日本では、2022年10月11日以降、新型コロナウイルス感染が疑われる症状がある帰国者・入国者を除き、入国時検査が行われません。ただし、全ての帰国者・入国者について、(1) ワクチン接種証明書 (3回) 又は出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明のいずれか及び (2) 質問票の提出が求められます。

(※) 18歳未満のお子様については、有効なワクチン接種証明書を保持する同居する親等の監護者が同伴し、当該お子様の行動管理を行っている場合に限り、特例的に有効な接種証明書を保持していなくとも保持している者として取り扱い、出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明書の提出は免除されます (接種証明書を保持していない18歳未満のお子様は単独で入国する場合には、本措置の適用は認められません)。

5 日本では、2022年11月1日にファストトラックの利用はMySOSからVisit Japan Webへ移行しました。この移行には経過措置が設けられておりますので、入国日やMySOSのご利用の状況に応じて、以下のとおり各サイトをご利用ください。

・MySOSでワクチン接種証明書を登録済みの場合、2023年1月13日まではMySOSのご利用が可能です。

・MySOSで質問票まで登録済みの場合、2023年1月13日まではワクチン接種証明や検査証明書の登録・審査が可能です。

Visit Japan Web : <https://vjw-lp.digital.go.jp/>

MySOS : <https://www.hco.mhlw.go.jp/>

6 外務省海外安全ホームページ、厚生労働省ホームページ、シンガポール保健省ホームページなどの最新情報を収集し引き続き感染予防に努めて下さい。

●首相官邸ホームページ

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

●外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

●厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

●厚生労働省検疫所ホームページ

<https://www.forth.go.jp/news/20200129.html>

●シンガポール保健省（MOHホームページ）

<https://www.moh.gov.sg/>

在シンガポール日本国大使館

TEL : 6235-8855

FAX : 6733-5612

E-mail : ryoji@sn.mofa.go.jp

https://www.sg.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html